# 岡村小学校いじめ防止基本方針

策定;平成26年3月31日 改訂;平成31年3月15日 改訂;令和 2年4月 5日 改訂;令和 3年4月 5日 改訂;令和 4年3月 4日 改訂;令和 5年1月20日 改訂;令和 6年3月22日

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法(以下、法)が施行され、それを受けて、同年10月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、同年12月には「横浜市いじめ防止基本方針」が策定された。また、平成29年10月には、「横浜市いじめ防止基本方針」がさらに改定された。

「岡村小学校いじめ防止基本方針」は、そうした経過・内容を参酌し、児童の実態や地域の実情を下に、いじめを生まない風土、いじめを許さない人権感覚、さらに、豊かな人間関係を育む学校を目指して策定するものである。さらに、その方針には、重大な問題が発生した場合を想定し、その問題の解決のために適切かつ迅速な対応ができるための方策を含むこととした。

# 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) 目的

法の施工を受け、いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置を推進することで、いじめ防止を啓発・未然 防止するための方策を総合的且つ効果的に対応していくことを目的とする。

### (2) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じ て行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## (3) いじめ防止等の対策による基本理念「横浜市いじめ防止基本方針」より

全ての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、未来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこでいじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するためには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子どもの社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子どもの社会の実現に努める。

## (4) いじめを防止等に向けての基本理念

まず、大切なことは、いじめを生まない環境をつくることである。また、様々な教育活動を通して、児童により確かな人権感覚(知識や判断、行動も含む)を養うことである。つまり、「いじめの未然防止」のための方策を意図的・計画的に実施することである。

さらに、いじめの問題は、表に出にくい傾向がある。よって、「早期発見・早期対応」の方策(システムやマニュアル)を準備したい。その上で、問題が確認された場合には、児童や保護者との信頼関係を保ちつつ、関係機関とも連携を深めながら、その解決に臨みたい。つまり、「適切な対処・措置」のあり方を明らかにしておきたい。

# 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長をリーダーとして教務会の業務に位置付け、必要に応じて当該学年教員や児童指導部教員を加える。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。よって、以下のような構成となる。

- 常置委員 校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、養護教諭、学年主任
- 緊急時に加える委員 当該学年教員、児童指導部教員、SC (スクールカウンセラー)、SSW (スクールソーシャルワーカー)、他。

### (2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」は、月1回以上定期的に開催し全職員で実施する。また、いじめの疑いがあった段階でも、直ちに常置委員及び緊急時に加える教員を収集し、開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を 行う。

### (3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、年間計画が適切に実施できるように調整するとともに、その企画・見直しを行う。また、学年研究会や職員会議等での児童理解や児童指導に関わる情報交換を推進し、いじめの未然防止やいじめ事案の早期発見・事案の対処に務める。校内のいじめ対応について PDCA サイクルを実行させ、取組の検証をする。さらに、重大事案が起こった場合には、その解決のために全教職員が組織的に調査や指導等が速やかにできるように、企画・調整・運営する。

# 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止

- ア 学校風土づくり(相手を思いやる、互いに認め合う、互いに支え合う関係づくり)
  - ・ 児童が、保護者や地域の多くの皆さんとかかわる場面や活動を大切にする。例えば、読み聞かせボランティア、防犯パトロール、地域交流クラブ活動、地域夏祭り参加、長野県・池田町交流事業への参加など。
- イ 授業改善(分かる授業、活躍できる授業、学び合える授業、創造心を揺さぶる授業)
  - ・ 体験する場、考える場、伝え合う場等を大切にする。例えば、地域の「ひと・もの・こと」を材とする 学習、少人数による学習、複数の教師による学習、ICT を活用する学習など。
- ウ 適切な人間関係の確立 (認め合い、助け合う集団づくり)
  - ・ 友だちとかかわる活動を大切にする。例えば、なかよし班活動(全校縦割り活動)、社会的スキル横浜プログラムを活用した学習、学級会など話合い活動(振り返りを含む)、道徳の時間など。
- エ 自己有用感の醸成(自分に自信をもつ、人の役に立った感覚)
  - ・ 認められているという思いを抱く活動や場面を大切にする。例えば、児童の多様な願いを活かすクラブ や委員会の設置及び活動の充実、振り返りカードの活用など。

- オ 4組(個別支援学級)の子どもたちの安心・安全
  - ・ 特に、当該学級の児童が、安心・安全に学校生活を楽しむことができる学校環境をつくるために、 交流学習のあり方等を工夫する。例えば、年度当初に一般学級の子どもに、交流の目的や当該児童へ の接し方などを指導するなど。
- カ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び地域、保護者に周知する。

### (2) いじめの早期発見

ア いじめを見逃さないための体制強化

- ・ 授業中だけでなく、休み時間や清掃時間などの子どもの様子も観察する。
- ・ 教職員(会計年度職員含む)全体で子どもの様子に配慮し情報を児童支援専任に集約する。
- ・ 保護者、地域からの報告連絡相談を受けやすい連携体制を日頃より構築し、常態化する。
- Y-P アセスメントシートの活用や生活意識調査を、年間を通して継続的に実施し、いじめを発見する機会とする。
- ・ 学年研究会を週1回以上実施し、児童理解・児童指導をテーマに学年内で情報交換に努める。
- ・ 保護者との個人面談を年2回以上実施し、チェックシート等を活用して、いじめを発見する機会とする。
- ・ いじめ早期発見のための生活アンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、その他アンケートの実施

#### イ 教育相談体制の充実

- ・ スクールカンセラーの訪問日を保護者に周知し、いじめを始めとする悩みを相談できる機会とする。
- ・ 児童支援専任教諭や養護教諭も、児童並びに保護者の相談窓口であることを広報する。

#### ウ協力体制の拡充

・ 学校運営協議会や学校家庭地域連絡協議会などを活用し、地域での日頃の子どもの様子などの情報を共有し、連携、協働して早期発見に取り組む。

### (3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、情報共有と組織的対応等を検討する。

#### ア 関係者への指導・支援

- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援に努める。
- ・いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止めながら、直ちに事実把握、ケースカンファレンスを行い、 実態を的確に見とり、その上で指導の方針を検討する。また、いじめを受けた児童を徹底して守り抜き、 安心して学校生活を送るための方策を検討し、保護者と児童に提案する。対応後も児童の状態に合わせた 継続的なケアを行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、児童の心身の成長を意図しながら、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴き取り、適切に指導するとともに、児童の状態に合わせた継続的な支援を行う。
- ・いじめが解決したとみられる場合でも教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

#### イ 関係機関との連携強化

・市教育委員会やSCやSSW、状況によって医療機関、警察等の関連機関との連絡・報告を密に行い、適切かつ迅速、組織的な対応を図る。

## (4) いじめの解消及び取り組み

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次のア、イの2つの要件が満たされている必要がある。

#### ア期間

・いじめに関わる行為が少なくとも3カ月(目安)止んでいること。

#### イ 当該児童の状態

- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じてないこと(本人及び保護者への面談等により確認する。)
- ウ 取り組み
  - ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察を継続する。
  - ・複数の教職員による現状把握、報告、情報交換を実施し、教職員全体で共有する。
  - ・子どもが気軽に相談できる機会を設定する。
  - ・関係児童及び保護者への指導及び支援を行う。
  - ・いじめを許さない学校風土を再構築する。

### (5) 特に配慮が必要な児童

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童生徒
- エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

### (6) 教職員等への研修

- ア 教職員の資質の向上
  - ・ 南部療育センターや市教育委員会・特別支援教育課等との連携を図り、児童一人ひとりの課題やそれに 寄り添う方策等について、教職員が学ぶ機会を積極的に設定する。
  - ・ 学校いじめ防止対策委員会(定期)においても児童理解に関する研修会を行い、児童一人一人の課題や 寄り添う方策等について教職員が学ぶ機会を増やし、いじめに対するアンテナの感度を上げる。

### (7) 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会、学援隊、教育懇話会、学校説明会等の機会を活用して、いじめの問題など学校の課題を説明 し、地域ぐるみで解決していく意識の向上や見守りの体制の強化を推進する。第三者による学校評価を実施する ことでいじめ防止対策の現状分析や評価、改善を多角的に行う。

### (8) 取組の年間計画

※感染症防止・拡大防止に伴い、年間計画は変更(延期、中止等)となる場合もある。

月	取 組 内 容	備考
4月	・ 年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ(学年研究会や職員	・ 「岡村小学校いじめ防止
	会議で、いじめ防止基本方針について共通理解を図るとともに児	基本方針」を学校 HP 等で
	童の情報共有を行う。(管理職への報・連・相の徹底))	公表する。また、保護者
	・ いじめの定義・児童理解研修	用プリントを家庭数で配
	・ 学級や学年の活動を通して人間関係づくりに取り組む。社会的ス	布する。
	キル横浜プログラムを活用する。(学級指導や横浜の時間など)	
	・ 個人面談、地域訪問等で、保護者との情報共有を図る。	

		T
6月	<ul> <li>「いじめ早期発見のための生活アンケート」を実施する。(記名式アンケート・教育相談)</li> <li>横浜子ども会議の課題に合わせて、代表委員会で岡村小のテーマや学年・学級づくりの課題解決の方策等を検討する。</li> <li>朝のあいさつ運動を行う。おもいやり委員会(児童会活動)が担当する。各学年・学級が輪番で実施する機会も設定する。</li> <li>岡村オリンピックやなかよし班活動を通して、人間関係づくりに取り組む。(道徳科や特別活動・学級指導での振り返りを行う。自分づくりパスポートを活用する。)</li> <li>Y-Pアセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。</li> <li>生活アンケートを実施する。</li> </ul>	<ul> <li>学校説明会で「岡村小学校いじめ防止基本方針」を説明する。</li> <li>専門家の授業視察を基に児童指導のポイントなどを学ぶ。</li> <li>教育懇話会を開催し、委員に基本方針等を報告す</li> </ul>
	<ul><li>おもいやり委員会の取り組みとして、学級で「ふわふわ言葉」づくり等に取り組む。</li><li>中学校ブロック定例会①</li></ul>	<ul><li>る。</li><li>地域清掃活動に参加する。</li><li>学家地連で年間計画の確認をする。</li></ul>
7月	・ 校外学習や宿泊体験学習等を通して人間関係づくりに取り組む。 (『横浜の時間』等に道徳科を位置付け、振り返りや行動化を促す。) ・ 三者面談を実施し、保護者との情報共有を図る。 ・「SOSの出し方教育プログラム」を実施する。 ・ 中学校ブロックで「横浜子ども会議」を実施する。	<ul><li>道徳教育、特別支援教育、人権教育等の教職員研修を実施する。</li><li>地域夏祭りに参加する。</li></ul>
8月	<ul><li>※ 7月の面談でいじめ等の問題が確認できた場合には、臨時のいじめ防止対策委員会を開き、必要に応じて専門家も加えて、調査・指導を行う。</li><li>・ いじめ防止等の教職員研修を実施する。</li><li>・ 区交流会「横浜子ども会議」を実施する。</li></ul>	・ 長野県・池田町との交流 事業に参加する。
9月	<ul> <li>「横浜子ども会議」(区)で話し合われたことを児童朝会等で報告する。次に各学級の課題や取組について話し合う機会をつくる。</li> <li>学習・生活振り返り(自分づくりパスポート)を行い、子どもの問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。</li> <li>教育相談②を実施する。</li> </ul>	※ 朝会 (講話)、児童朝会を 人間関係づくりをテーマ に年 間複数回、意図的に企画 する。
10月	<ul><li>・ 全校遠足やなかよし給食などを通して、人間関係づくりに取り組む。(目的確認や振り返りをていねいに行う。)</li><li>・ 地域公開授業週間に、人間関係づくりのための道徳科や学級会などを授業公開する。</li><li>・ 中学校ブロック定例会②を実施する。</li></ul>	<ul><li>教育懇話会で、いじめ予防対策委員会の取組等を報告する。</li><li>地域清掃活動に参加する。</li></ul>
11 月	<ul><li>Y-P アセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。 学年研究会等で情報共有を図る。</li><li>生活アンケート実施</li></ul>	<ul><li>専門家の授業視察を基に 指導のポイントなどを学 ぶ。</li></ul>
12月	<ul><li>いじめ防止月間でのいじめ解決一斉キャンペーンを実施する。 (無記名式アンケート・教育相談)</li><li>『横浜の時間』等に道徳科を位置付け、振り返りや行動化を促す。</li><li>人権週間(朝会も含む)を児童会活動として企画・運営する。</li><li>保護者個人面談を実施し、保護者との情報共有を図る。</li></ul>	<ul><li>いじめ防止等の教職員研修を実施する。</li><li>横浜市では、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。</li></ul>
1月	<ul><li>横浜子ども会議の宣言に対する岡村小学校の取組などを児童朝会等で発表し合う。</li><li>ケータイ・スマホ安全教室等を通して、インターネットによるいじめ等の問題及びそれへの対応を学習する機会を設定する。</li></ul>	<ul><li>教職員自身の振り返りを 行い、全体で共通理解を 図る。</li></ul>

2月	<ul> <li>おもいやり委員会の取り組みとしていじめ防止啓発活動を行う。</li> <li>幼保小、あるいは小中の交流などを通して、人間関係づくりに取り組む。(『横浜の時間』等に道徳科を位置付け、振り返りや行動化を促す。)</li> <li>各学校或いは中学校ブロックで、横浜子ども会議で決めた取組について振り返り、見直しをする。</li> </ul>	<ul><li>教育懇話会で、一年間の成果と課題等を報告する。</li><li>敬老会の方に昔遊びを習う。</li><li>学家地連で年間計画の報告をする。</li></ul>
3月	<ul><li>・ 学習・生活振り返り(自分づくりパスポート)を行い、児童の問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。</li><li>・ 年間の振り返り、新年度への引継ぎを行う。</li></ul>	<ul><li>・ 地域の祭りに参加する。</li><li>・ いじめ防止基本方針の見直しを行う。</li><li>・ 学校説明会で一年間の成果と課題等を報告する。</li></ul>
年間	・ 「学校いじめ防止対策委員会」(月1回以上及び随時)	

# 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童が自殺を企図した、身体的に重大な損害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した等(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき」(同項第2号)「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき」(同項附帯決議)とされている。

### (2) 発生の報告

重大事態(疑いを含む)に該当すると判断した時は、直ちに市教育委員会に報告する。

法28条の調査が実施された調査結果についていじめを受けた児童・保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について説明するとともに、いじめをしていた児童・保護者に対して明らかになった事実関係について説明し、個別に指導する。

# 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめ防止対策については、少なくとも年1回は点検を行い、必要があると認められる際には、組織や取組等の見直しを行う。その後、学校基本方針を改訂し、改めて公表する。

### 6 相談窓口(祝日、休日、年末年始等は受付していない機関もあります)

教育相談:横浜市立岡村小学校 045-752-3443 (担当職員:教員、スクールカウンセラー)

・学校生活あんしんダイヤル:教育総合相談センター 045-663-1370 (火〜金9:00~17:00)

・いじめ110番 : 教育総合相談センター 0120-671-388 (24 時間)

・一般教育相談: 教育総合相談センター 045-671-3726 (月~金9:00~17:00)

・電話児童相談室:横浜市児童相談所(045-260-4152(月~金9:00~17:00 ±9:00~16:30)

・療育に関する相談: 南部地域療育センター (045-774-3831 (月~金8:45~17:15)

・おうちの悩み:よこはま子ども虐待ホットライン 0120-805-240 (24 時間)

・子どもの声を受け止める: よこはまチャイルドライン 0120-433-339 (月水木 16:00~21:00)

・いじめ、心配な友達: 24 時間子ども SOS ダイヤル 0120-078-310

・子ども家庭支援相談:磯子区福祉保健センター:045-750-2405